

いわくら写真えほん 掲載写真募集

応募にあたって

■募集する写真

岩倉のおすすめの場所で撮った、笑顔あふれる写真
(岩倉といえばココ！/私の癒しスポット/記憶に残したい場所/知る人ぞ知る穴場 …など)

岩倉の思い出や魅力がつまっていれば、場所のみ・笑顔のみでもOK!

※以下に該当する写真は対象外です。

- ・ 組み写真、コラージュ(イラスト、テキスト、クレジット表記等含む)等、改変を加えたもの。
- ・ 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。

■応募資格

どなたでもご応募いただけます。(プロ・アマを問いません。)

■応募方法

①デジタルデータの場合…メールで送信

メールに応募票の内容を記載し、秘書企画課あてに送信してください。

※添付する画像ファイルの大きさは、合計 10MB(本文含む)までとしてください。

送信先 hisyokikaku@city.iwakura.lg.jp



②プリント写真の場合…市役所5階 秘書企画課へ持ち込み

- ・ 写真 1 点につき応募票 1 枚を添えて、提出してください。
- ・ その場でスキャナーで読み込み、写真はお返します。
- ・ おひとり様3点まででお願いします。
- ・ プリントした写真に限ります。ネガフィルム、ポジフィルム等はお取り扱いできません。

できるだけ、デジタルデータでの提出にご協力ください。

(プリント写真をデジタルカメラで撮影してデータ化するなど。)

■注意事項

(1)応募写真について

人物が映り込む場合は、本要領について、その方の同意をいただいたものとみなします。

(2)著作権の取り扱いについて

- ・ 応募者は、市制 50 周年記念事業の紹介や記録、その他広報資材の制作のために岩倉市及び岩倉市が記念事業の実施を委託する団体等が写真を利用することをご理解いただきます。
- ・ 応募者は、その応募写真が市制 50 周年記念事業に使用されることとなった場合、当該作品に係る著作権その他一切の権利(著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を岩倉市に無償で譲渡し、また、作品に関する著作者人格権を行使しない旨ご理解いただきます。
- ・ 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、岩倉市及び岩倉市が記念事業の実施を委託する団体等では一切の責任を負いかねますので、応募者自らの責任と費用で解決していただきます。また、岩倉市及び岩倉市が記念事業の実施を委託する団体等が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

(3)個人情報の取り扱いについて

- ・ 応募者の個人情報は、応募写真の選考、採用連絡等のために使用します。
- ・ 市制 50 周年記念事業で使用することとなった写真の応募者については、氏名、住所(町名まで)について公表することがあります。

【問い合わせ】

〒482-8686 栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所
生涯学習課 図書館グループ 0587-37-6804
秘書企画課 広報広聴グループ 0587-38-5802

✂ 切り取り

いわくら写真えほん 応募票		必要事項を記入し、写真 1 点につき応募票 1 枚を添えて提出してください。	※事務処理欄※
ふりがな	住所 〒		
氏名	電話番号		
紹介コメント (30 字程度)			撮影場所